

SABO NEWS LETTER

第 107 号【発行日】平成 22 年 11 月 25 日（木）【発行】 全国治水砂防協会

目 次

- 1 . 目次・行事予定 1
2 . 国土交通省砂防部長よりご挨拶 2

行 事 予 定

(国土交通省砂防部)

- 11/29 全国直轄砂防事務所長等会議 (三田共用会議所 3 F 大会議室)
全国砂防主管課長会議 (三田共用会議所 3 F 大会議室)

(全国治水砂防協会)

- 11/29 代表参与会 (砂防会館本館 特別会議室)
参与会 (砂防会館別館 穂高会議室)
賛助会員情報連絡会議 (砂防会館別館 霧島会議室)
11/30 土砂災害から人命と地域を守る砂防会議 (砂防会館別館 利根会議室)

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

社団法人 全国治水砂防協会

住所：〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館内

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください。

<http://www.sabo.or.jp/>

国土交通省砂防部長よりご挨拶

会員の皆様へ

「土砂災害防止法」の一部改正について

今臨時国会で「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律）」の一部改正が成立しました。

これは、従来の土砂災害防止法に、天然ダムや火山噴火に伴う土石流、地滑りといった大規模な土砂災害が「急迫」している場合、国や都道府県が緊急調査を行い、被害の想定される区域と時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を市町村に通知すると共に住民に周知することにより、市町村長が災害対策基本法に基づき実施する住民への避難指示等の支援を行うものです。

ここで、「急迫」とは、天然ダムが形成され決壊する恐れがある場合や、火山噴火により火山灰が流域の一定の区域に堆積している場合、また、地滑りのクラックが発見され滑る恐れがある場合などを想定しており、詳しくは今後政令等で定められることとなります。

今回の一部改正は、平成16年の中越地震や、平成20年の岩手・宮城内陸地震による天然ダムの発生に伴い、関係市町村等から非常に強いご要望があったことによります。市民・町民・村民の安全を預かる市町村長さんにとって、こうした大規模な土砂災害から生命・身体を護ることは大変な困難な事柄です。また、これらの緊急調査には高度な技術が要求されます。

これら大規模な土砂災害の緊急調査は、特に高度な技術が要求される場合には国が、その他の場合は都道府県が行うこととなります。こうした役割分担を事前に定めることにより、地震や豪雨、火山等によって引き起こされる大規模な土砂災害の危機管理を円滑に行うことが可能となります。

また、緊急調査に必要な土地の立ち入り等についても規定が置かれました。緊急調査にあたって、やむを得ない必要がある場合、必要な限度において、立ち入り又は一時使用できる規定です。

（次頁に続く）

今法律の成立は11月17日で、国会の審議は衆議院・参議院共に全会一致で可決されました。また、本法律の重要性に鑑み、地方公共団体の防災計画への適切な反映、土砂災害緊急情報の通知・周知の徹底、緊急調査における技術の向上・実施体制の拡充強化、都道府県知事の実施する緊急調査の人材育成等必要な支援、土砂災害緊急情報の周知等に関する配慮、学校での防災教育等防災知識の普及とその実施のための地方公共団体との連携等について附帯決議を頂いています。

今後、政令や基本指針等を定め、法案成立から6ヶ月以内の施行となります。土砂災害防止法は従来の土砂災害警戒区域の設定等の事前の対策に加え、大規模な土砂災害の緊急的な対応を加えたものとなりました。

12月の声と共に予算編成の季節となりました。今年も一千件を超える土砂災害が発生し、11名の方がお亡くなりになったり、あるいは行方不明となっています。

各地から砂防堰堤等の効果発現のお便りがあります。今後とも砂防堰堤等の施設のハード整備と、土砂災害防止法によるソフト対策が相まって地域の安全と安心の確保が図られ、地域文化が発展することを、また、会員各位の益々のご健勝を祈念いたします。

国土交通省砂防部長 まきの 牧野 ひろし 裕至

土砂災害防止法の一部を改正する法律が成立しました。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が、11月17日に成立しました。（衆議院・参議院ともに全会一致で可決）

背景

岩手・宮城内陸地震(H20)、新潟県中越地震(H16)の際、多数の**天然ダム(河道閉塞)**が形成。
天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑りによる大規模な土砂災害が急迫している場合、
・ひとたび発生すると**広範囲に多大な被害が及ぶおそれ**
・時々刻々と状況が変化し、**リスクの把握に技術力が必要**



岩手・宮城内陸地震による天然ダム



当初想定された磐井川下流域の避難対象エリア
(天然ダム(河道閉塞)から概ね20Km)

課題

大規模な土砂災害が急迫している場合について
住民に避難指示をする権限は**市町村**にあるが、
技術力が不足し、**避難指示の判断の根拠となる情報を自ら入手することが困難**。
このため、**国又は都道府県による技術的支援が必要**。
国と都道府県の役割や関与が不明確。

法改正の目的

大規模な**土砂災害**が急迫している状況において、
市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう
国又は都道府県が被害の想定される区域・時期の情報を提供
高度な技術を要する土砂災害については**国**、
その他の土砂災害については**都道府県**の**役割や関与を法律上明確化**

概要

大規模な土砂災害が急迫(天然ダム、火山噴火に伴う土石流、地滑り)

今回の追加事項

高度な技術を要する土砂災害については**国**、その他の土砂災害については**都道府県**が**緊急調査**を実施

緊急調査に基づき**被害の想定される区域・時期の情報**(土砂災害緊急情報)を**市町村へ通知・一般へ周知**

市町村長が住民への避難を指示(災害対策基本法第60条)等

土砂災害から国民の生命・身体を保護